# 令和元年9月高浜市議会定例会会議録(第5号)

日 時 令和元年9月27日午前10時

場 所 高浜市議場

### 議事日程

日程第1 議案第55号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第56号 高浜市消防団条例の一部改正について

議案第57号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について

議案第58号 市道路線の認定について

議案第59号 平成30年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第60号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第61号 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第62号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について

議案第63号 高浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正に ついて

議案第64号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一 部改正について

議案第65号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の廃止について

議案第66号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について

議案第67号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第68号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について

議案第69号 事業契約の変更について

議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

議案第71号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)

議案第72号 令和元年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1回)

議案第73号 令和元年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算(第1回)

議案第74号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

議案第75号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

議案第76号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算(第1回)

認定第1号 平成30年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい て

認定第3号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成30年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成30年度高浜市水道事業会計決算認定について

陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び 拡充を求める陳情

陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市 町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

#### (日程追加)

日程第 2 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び 拡充を求める意見書

日程第3 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

### 出席議員

1番	荒川	義	孝	2番	神	谷	直	子
3番	杉浦	康	惠	4番	神	谷	利	盛
5番	岡田	公(	乍	6番	柴	田	耕	_
7番	長谷川	広		8番	黒	Ш	美	克
9番	柳沢	英	希	10番	杉	浦	辰	夫
11番	北川	広り	人	12番	鈴	木	勝	彦
13番	今 原	ゆかり	n	14番	小	嶋	克	文
15番	内 藤	とし	子	16番	倉	田	利	奈

# 欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉 岡 初 浩 副 市 長 神谷 坂 敏 教 育 長 都 築公 人 谷 企 画 部 長 深 直 弘 総合政策グループリーダー 榊 原 雅 彦 秘書人事グループリーダー 杉 浦 崇 臣 ICT推進グループリーダー 下 浩 Щ 内 徹 総 務 部 長 田 行政グループリーダー 中 Ш 幸 紀 子 行政グループ主幹 久 世 直 財務グループリーダー 竹 内 正夫 健 財務グループ主幹 清 水 市民部長 中村孝 徳 市民窓口グループリーダー 藤 克 内 己 経済環境グループリーダー 倉 宏 板 幸 経済環境グループ主幹 都 筑 達 明 税務グループリーダー 亀 井 勝 彦 福 祉 部 長 藤 志 加 地域福祉グループリーダー 加 藤 直 介護障がいグループリーダー 野 恒 夫 福祉まるごと相談グループリーダー 野 真 樹 健康推進グループリーダー 磯 村 和 志 こども未来部長 木 村 忠 好 こども育成グループリーダー 村 磯 順 司 文化スポーツグループリーダー 鈴 木 明 美 都市政策部長 浦 人 杉 義 土木グループリーダー 杉 浦 睦彦 都市計画グループリーダー 田 中 秀彦 防災防犯グループリーダー 谷 神 義 直 上下水道グループリーダー 清 水洋己 会 計 管 理 者 三 井 まゆみ 学校経営グループリーダー 畄 島 正明 学校経営グループ主幹 鈴 剛 木

監査委員事務局長 山本時雄

代表監查委員 伴野義雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大岡英城

主 査 加藤 定

#### 議事の経過

○議長(北川広人) 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力賜りますように、よろしくお願いをいたします。

# 午前10時00分開議

○議長(北川広人) ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。 初めに、9月18日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。 議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長(鈴木勝彦) おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る9月18日に、委員全員出席のもと議会運営委員会を開催し、意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の取り扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決することに決定いたしました。皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長(北川広人) ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、意見案第1号を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北川広人) 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

\_\_\_\_\_

○議長(北川広人) 日程第1 常任委員会及び決算特別委員会の付託案件を議題とし、付託案

件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、柴田耕一議員。

〔総務建設委員長 柴田耕一 登壇〕

○総務建設委員長(柴田耕一) 改めまして、おはようございます。

御指名をいただきましたので、令和元年9月定例会総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る9月17日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案10件 について審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第55号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、議案第56号 高浜市消防団条例の一部改正について、議案第57号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について、委員より質疑はありませんでした。

議案第58号 市道路線の認定について、委員より、路線認定の延長162.5メートルで、市道港線の接続する部分は拡幅部分を含んでいるのか、また、認定路線を含んだ開発行為区域の利用についての問いに、今回の認定路線田戸8号線の延長は、港線の拡幅部分約10メーターを含んでいる。また、開発区域の利用状況については、個人が土地を所有しておられ、特に何かをやるというような相談はなく、市として状況はつかんでいないとの答弁。

議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算(第3回)について、委員より、5款1項2 目移住定住支援事業の支給要件について、東京23区に連続して5年以上在住とあるが、勤務の実態について、また、本市の場合、勤務地も市内とあるが、移住就業者をふやすため、勤務地を高浜市外でもよいと考えられなかったのか、マッチングサイトに掲載されている会社に限定されるのか、本人が見つけた会社でもいいのか等の問いに、今回の移住支援事業の支援要件及び対象者は、市内企業の担い手を確保したいという意図もあり、東京23区または23区付近で、東京23区の企業に5年以上在住かつ通勤されていた方で、高浜市内のマッチングサイトに登録された企業に就職され、高浜市内に住んでいただける方に限定させていただいているとの答弁。

同委員より、他市の状況はとの問いに、県内では、大体18市町村が勤務地と居住地が同一であると限定しており、近隣では刈谷市が本市と同様の条件との答弁。

他の委員より、6款1項4目農業センター維持管理事業、光熱水費53万円の内容と理由についての問いに、昨年まで高取保育園の分園として1階を使用しており、電気代等光熱水費については、7割、3割の割合で案分をしていた。当初予算では3割計上していたが、空調関係が全館空調のため、電気代に不足等が生じたとの答弁。

議案第71号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)について、議案 第72号 令和元年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1回)について、議案第73号 令和 元年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算(第1回)について、議案第75号 令和元年度高 浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、議案第76号 令和元年度高浜市下水 道事業会計補正予算(第1回)について、委員より質疑はありませんでした。

採決結果を申し上げます。

議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、 議案第73号、議案第75号、議案第76号は、いずれも挙手全員により原案可決。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと思います。

# [総務建設委員長 柴田耕一 降壇]

○議長(北川広人) ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長(北川広人) 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、神谷直子議員。

〔福祉文教委員長 神谷直子 登壇〕

○福祉文教委員長(神谷直子) おはようございます。福祉文教委員長の神谷直子です。

議長のお許しをいただきましたので、令和元年9月定例会の福祉文教委員会の御報告を申し上 げます。

去る9月18日午前10時より委員全員と市長を初め関係職員出席のもと付託されました議案12件、 陳情4件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第60号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、期末 手当が出るが、年収ベースで計算した場合、年収が下がる職員はいるかとの問いに、今いる臨時 職員で、年収ベースで下がることはないとの答弁。

現在雇用されている職の来年度の採用はどのようになるかとの問いに、原則、会計年度任用職員制度が始まる1年目は公募という形との答弁。

今後の試験の内容はとの問いに、12月2日から公募をし、希望者は書類選考、面接により選考するとの答弁。

パートタイムの基本報酬や地域手当などの報酬の計算方法はとの問いに、パートタイム会計年度任用職員の方は、給料表に基づく月額、これに地域手当も含めたその基本月額、それを162.75で割った額が時間単価になるとの答弁。

任用職員に旅費規定が適用されるのか、特殊勤務手当はどのようになるのかとの問いに、旅費は、フルタイムの会計年度任用職員は、市の旅費の条例が適用され、パートタイム会計年度任用職員は費用弁償という扱い。規定は旅費の条例の規定に準じ支給をする。特殊勤務手当は、正規職員も手当はない。会計年度任用職員についてもないとの答弁。

給与天引きされていくのか、互助会への加入は規定されるのか、非常勤の特別職から会計年度

任用職員に移行する職員については、条件は一般行政職員と同じなのか、再度の任用が最大5回という規定だが、5年で昇給が満額に達しない場合はどういうのがあるのかとの問いに、会計年度任用職員についても、常勤職員の給与条例の天引きの規定をそのまま準用するので天引きされる。互助会は、現状、常勤の職員、それと特別職、派遣職員を互助会条例上、会員とする規定であり、互助会に加入は考えていない、処遇は同等ではない。5回までの再度の任用、実質、再度の任用は4回までで5年目までとなり、5年目を迎えた方について、給料表に定める上限に達しますとの答弁。

議案第61号 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、具体的にどのような職員かとの問いに、自衛官OBの防災専門官、国税OBの徴収指導員、ほかにはこの条例に基づくものではないが、地方公務員の育児休業法、これに基づくものとして保育士、教諭職とか保健師です。特定任期付職員は、弁護士などとの答弁。

議案第62号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について、今回の導入に伴い、制定する条例の概要4の会計年度任用職員への移行に伴う影響額の中で、雇用保険が令和2年の予算見込み額が減額はなぜかとの問いに、一部任期付職員に移行するので、退職手当の対象になる場合は、雇用保険に加入しないので減額になるとの答弁。

第9条の会計年度任用職員の勤務時間は、規則で定める基準はどのようか、現在働いているが、 会計年度任用職員に移行された場合、勤務時間が変わるのかとの問いに、勤務時間等については 規則で定める。年次休暇、特別休暇を定めていく。勤務時間として変わる職員は出てきますとの 答弁。

労働条件の変更だが、労働時間がふえるのか、減るのか、本人の了解を得るのか、得ないのか、 もう得たのかどうかとの問いに、ふえる方も減る方もいる。現在の臨時職員には、今後説明をし ていきます。現状でフルタイムは事務職で数名、保育士、教諭職で数名、保健師で1名、防災専 門官がフルタイムですとの答弁。

議案第62号の第3条の関係で、いろんな市税徴収員から公民館長、介護相談員、非常勤特別職から除くということだが、この方たちは会計年度任用職員にはなれないのかとの問いに、今回、非常勤特別職から削る中では、一部の方、公民館長と介護相談員以外の職を除いては、全て移行するという答弁。

市税徴収員から家庭児童相談員とあるが、この方たちは除くこととするが、このほかの方たちはどのようになるのかとの問いに、除かれる非常勤特別職が市税徴収員、家庭児童相談員、母子父子自立支援員、介護認定調査員、老人専門相談員、高齢者権利擁護専門員、子ども健全育成支援員、生徒指導相談員、この方たちについては、会計年度任用職員に移行し、公民館長は指定管理者で任用になり、介護相談員は、担当グループとも今後協議し、委託になると考えているとの答弁。

議案第63号 高浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正については、 質疑なしでした。

議案第64号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、今回の条例改正引き上げに至った経緯は、在宅サービスの利用者は何人か、全国同額か、また介護報酬単価が上がることで、介護保険計画への影響があるのかとの問いに、経緯は、本年10月1日より介護報酬が改正され、報酬の引き上げが行われ、報酬の増額により、これまでサービスを利用している方が引き続き同様なサービスを受けられるよう、支給限度額の引き上げを行うもの。利用者は、要介護1から要介護5までの居宅介護サービス利用者及び地域密着型居宅サービス利用者は838名です。国の告示による改正なので、引き上げ幅は全国一律です。計画への影響は、平成30年度から3年間の第7期の介護保険事業計画では、今回の介護報酬の上昇分を見込み済みとの答弁。

議案第65号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の廃止について、質疑なしでした。

議案第66号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について、特定教育・保育施設、高浜市では幾つなのか、どんな影響があるのかとの問いに、公立幼稚園が現在3園、公立保育園が1園、民間の保育園が7園、民間の認定こども園が2園で13施設です。特定地域型保育事業は、高浜市内では家庭的保育が5カ所、小規模保育が1カ所。いずれも未満児の受け入れをする園で、無償化の対象は、住民税が非課税の世帯が対象との答弁。

未満児は途中で3歳になるがどうなるのか、無償化になった場合に園での事務量は変わるのか との問いに、年齢の切りかわりは、特定教育・保育施設の中では、年度の切りかわりが無償の対 象になり、3歳児になった時点でいわゆる無償化の対象だが、年度がわりの4月1日になる。事 務量は、今のところふえないとの答弁。

保育料は無償化だが、副食費は引き続き園が徴収するのか、徴収しない方と徴収する方といるが、手続はどのようかとの問いに、保育料の引き落としがなくなるかわりに、副食費は保護者からの引き落としが発生し、今までどおり口座引き落としだが、一定の所得以下の方は免除となり、特に保護者の方にお手数をかけるということはないとの答弁。

議案第67号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、質疑なしで した。

議案第68号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について、議案第68号について、放課後児童支援員の認定をとるための資格研修というのが 指定都市の長に拡大されたが、指定都市というのは、高浜市で言うと高浜市長のことかとの問い に、指定都市は、名古屋市ですとの答弁。

議案第69号 事業契約の変更について、消費税率の改定に伴い事業契約を変更で、変更増の額

が1,147万8,120円、この消費税の対象となっている経費はとの問いに、維持管理費及びSPCの 運営等に係るその他経費が対象との答弁。

それぞれの金額、内訳はとの問いに、維持管理費については、本年10月から令和16年3月までの総額3億8,066万円余に対する消費税2%アップ分で761万3,232円、その他費用分としても同じく、本年10月から令和16年3月までの総額1億9,324万円余に対する消費税2%アップ分で386万4,888円との答弁。

建設分はないが、建設分の取り扱いはどのようになっているのかとの問いに、消費税法の経過措置として、本年3月31日までに締結した工事に係る契約については、10月以降に工事が完成したとしても、旧税率の8%が適用される。2期工事、3期工事とも建設に係る消費税は8%。ただし、本年4月以降に建設に係る追加工事等の設計変更が生じた場合は、その変更分は10%が適用されるので、今回は建設に係る消費税は含まれていないとの答弁。

今後、事業契約の変更として何かあるかとの問いに、物価の変動による増減が考えられる。及び竣工時の金利の確定に伴う変更、地中埋設物の処理は、工期ごとにまとめて変更していく。さらに、アスベストの処理により2期工事の竣工時期がおくれる見込みとなり、工期の変更等について、変更議案を提示するとの答弁。

議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算(第3回)について、市制50周年の記念事業について、補正予算分の内容についてと、当初予算で計上ができなかったのかとの問いに、市制50周年の記念事業は、10月にプレイベントを予定しており、その司会代や賞品に使う費用です。当初で計上できなかった理由は、職員プロジェクトの中で今年度に入ってから来年度の50周年を盛り上げていく中で、プレイベントが7月に決定したので、この時期になったとの答弁。

子育てのための施設等利用給付事業はどういう施設なのか、また事業内容はとの問いに、この たびの無償化に伴うもので、対象となる事業は、例えば認可外保育施設、一時預かり、保育が必 要なために使う病後児保育、ファミリーサポート事業とか対象になるとの答弁。

保育サービス費の5,166万5,000円の増額は無償化に対することだが、一般財源を見ると4,185万4,000円の減額。本来、市の負担がふえるが、減っているのはどういうことなのかとの問いに、大きな要因は、民間保育園の運用によるものだが、今回の無償化で、民間保育園では保護者が負担していた利用料を、かわりに国・県・市が負担することとなり、本来では、市の負担分は増加するが、民間保育園の中で、国が設定する運営費を意味する、いわゆる公定価格に対し、これまで市は独自費用で対応していた保育料軽減分がある。これを無償化に際し、国・県・市の規定割合で負担することで、国・県負担分が市の負担減少分につながる。試算した結果、一般財源が減少した。幼稚園の部分は、一般財源は2,382万1,000円の増となっており、トータルの差し引きで減額となっているとの答弁。

今回の無償化に際し、保育料が無償化になる分、副食費は実費徴収となり、これまでの保育料

と比較して逆転することはないかとの問いに、国のほうで住民税所得割が規定の額以下の場合は 副食費を免除とする配慮がなされており、高浜市の保育料表に当てはめたとき、利用者負担が逆 転するという現象はないという答弁。

家庭的保育とか、みどり学園の母子通園事業というのも無償化の対象になるのかとの問いに、 無償化の対象の範囲は、家庭的保育については、未満児を受け入れる施設で、住民税非課税の世 帯であれば対象になります。みどり学園は母子通園施設で、今回の国の設定の中の対象には入っ てこず、これまでと変わらない扱いになるとの答弁。

子育て支援施設等利用給付費の635万1,000円のところで答弁した認可外保育、一時保育や認可外保育はどういうのがあるかとの問いに、認可外の施設は、ヤクルトの従業員さんのお子さんを預かる事業所内保育事業で、住民税の非課税世帯のお子さんがいれば、無償化の対象の範囲になってきますとの答弁。

市の負担は無償化になり、これまでよりも軽くなるので、食育などの面からも、他市のように 副食の助成をするべきだと思うが、その点はどのように考えているかの問いに、副食代には、保 育料の中に入って納めていた部分が切り出された。無償化に際し、副食代を無償化にするという 考えは持ち合わせていないとの答弁。

健康診断委託料で、長時間勤務80時間以上の方と、校長先生の指定する方、何名分予算計上されているのかとの問いに、各校に調査をして、61名程度ですとの答弁。

最高、長時間勤務何時間の方がみえるのかとの問いに、年度によってばらつくが、多い方は 150時間程度だとの答弁。

働き方改革で労働時間を減らしていく。教師は忙しいが、体調管理、心のケアをしっかり見ていかないといけない。どのような対策をしているかとの問いに、学校の中で健康に心配のある職員、管理職を中心に、声をかけ合っている。長時間労働の防止は、学校行事の検討、見直し、時期の検討を進めている。取り組みの中では、会議の時間を1時間と設定したり、2回だった会議を1回にしたり、夏休み中に学校閉校日を設定し、夜間の留守番電話の活用を進めている。

議案第74号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)、質疑ありませんでした。 陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情、賛成意見としては、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上に負うことが非常に大きい。現場では子供たちの健全教育に向けて取り組んでいるが、新学習指導要領の完全実施への移行や、いじめ、不登校、外国籍児童・生徒の増加など、教育環境は多くの課題を抱えている。働き方改革により、教職員の業務改善も進めているが、教育の質の確保は必要であり、多忙化解消についても課題がある。子供たちと向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導をするためには、定数改善計画の早期策定・実施が必要であると考える。今後、さらなる35人以下の学級編制が法制度化されることにより、学校も新たな教育課題に対応できると思う。

少人数学級は子供と正面から向き合え、機会均等に一定水準の教育を受けられることはとても 重要。

少人数学級の推進や計画的な定数改善については、早期に実施してほしいとともに、義務教育 費国庫負担制度の堅持及び拡充について、もっともなことだ。

三位一体改革により国庫負担率を2分の1から3分の1に引き下げられたままで、自治体の財政は圧迫されたままになっている。義務教育費の国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1に復元することは、国が果たさなければならない大きな責任だと考える。

陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情、趣旨採択意見、教育の一環、一翼ということで、私立は大事な存在だが、公立と私立は、学習環境、学校の設備も同じではないので、国の財政状況もあり、理解はできる。

他の委員より、私立高校は公立高校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っている。また、さまざまな特色のある教育活動を行い、質、量ともに、学校教育の中でも重要な役割を果たしている。一方で公立高校との間において、学費に代表されるように公私間格差が、教育の機会均等を損なっているという現実もある。

賛成意見、私立高校に子供を通わせる保護者として、就学支援金の給付制度はありがたい。しかし、所得の中間層において学費の大きな負担が残っており、保護者負担の公私格差の是正は解決に至っておらず、継続的に私学助成の拡充をしてほしい。

初年度納付金が愛知県の私立高校は平均で約65万円学費を負担しなければならない。公立高校では年間12万円の学費で通うことができる。また年収910万円以下は無償化されている。学費負担の差が大きくて、心配せずに学校を自由に選ぶことができない。私学も公立と同じ公教育であり、学費の公私格差是正、教育の公平、全ての子供と父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は喫緊の課題。

陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情、趣旨採択意見、公立と私立とどのくらい差があるのか学校の状況を見ていただきたい。

学費の公私間格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を損なっていることも現実的にある一方、愛知県は、学費等教育条件の公私間是正と父母の負担軽減を目的とし、各種助成措置を講じている。

賛成意見、保護者への経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図るのに必要。

愛知県では高校生の3人に1人が私学。私学も公立と同じ公教育の場として重要な役割を果たしている。愛知県では年収350万円未満の授業料無償化は実現しているが、所得の中間層においては、学費の大きな負担が残っており、その結果、私学入学者の多くは不本意入学となり、愛知の公私両輪体制は極めていびつな状態になっている。私学助成の充実は、愛知県の最重点施策であり、教育に公平を、私学の無償には全ての子供と父母にとって切実な課題。

陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の 授業料助成の拡充を求める陳情。

反対意見。高浜市は所得制限はあっても、年額2万4,000円という補助額がある。碧南市や近隣西三河の中でも非常に手厚い補助額になっているので、高浜市の情勢を見て、これ以上というのは考えられない。

国・県ともに自治体においても、将来を担う子供たちのために父母の負担軽減と教育条件の公 私格差を少しでも是正していくということは必要。ただし、他市が私学助成を廃止する中で、本 市は、所得に合わせ2万4,000円、1万2,000円と助成されており、これは県内トップクラス。助 成について所得制限を設けるか、もしくは所得制限なしの一律額にするという、議論の余地はあ るが、現状維持が妥当。

趣旨採択意見、高浜市の場合は、所得の制限はあるが、既に授業料の助成については実施。 しかしこの趣旨については理解ができる。

賛成意見、県下各市町村の助成は何十年にもわたる働きかけがあり、それに共感した当局などの尽力により、国や県の私学助成を補うものとして、独自に実現されてきた。全ての子供が親の所得にかかわらず、ひとしく教育を受ける権利を保障するために、父母負担の公私格差をなくし、教育の公平を図ることは、これから高校選択を考える全ての子供たちとその父母、そして地域を支える市民にとって切実な願いですとの意見がありました。

採決結果を申し上げます。

議案第60号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、挙手 多数により原案可決。

議案第61号 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、挙手多数により原案可決。

議案第62号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について、挙手多数により原 案可決。

議案第63号 高浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について、挙 手多数により原案可決。

議案第64号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、挙手多数により原案可決。

議案第65号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の廃止について、挙手多数により原案可決。

議案第66号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の全部改正について、挙手多数により原案可決。

議案第67号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、挙手多数により原案可決。

議案第68号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正について、挙手全員により原案可決。

議案第69号 事業契約の変更について、挙手多数により原案可決。

議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算(第3回)、挙手多数により原案可決。

議案第74号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)、挙手全員により原案可決。

陳情第11号から陳情第13号までについて、趣旨採択の意見があり、採決に当たり趣旨採択を入れてまいりました。

陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情、挙手全員により採択。

陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情、挙手多数により趣旨採 択。

陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情、挙手多数により趣 旨採択。

陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の 授業料助成の拡充を求める陳情、挙手少数により不採択。

以上が福祉文教委員会に付託された案件の審査結果であります。

詳細は、議会事務局に委員会記録がありますので、御参照ください。

以上をもって福祉文教委員会の委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

[福祉文教委員長 神谷直子 降增]

○議長(北川広人) ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長(北川広人) 質疑もないようですので、次に、決算特別委員長、黒川美克議員。

〔決算特別委員長 黒川美克 登壇〕

○決算特別委員長(黒川美克) それでは、御指名をいただきましたので、決算特別委員会の御報告を申し上げます。

本会議において付託されました案件は、議案第59号及び認定第1号から認定第8号までです。

委員会は、9月10日と11日の2日間開催し、全委員及び市長を初め関係職員出席のもと、1日目は正副委員長の選出を行い、委員長には私、黒川美克、副委員長には杉浦辰夫委員が選出されました。また、委員会記録の署名委員には、杉浦辰夫副委員長を指名しました。

主要事業の現地調査では、高浜小学校等整備事業、たかぴあ及び保育園管理運営事業、認定こども園たかとり幼保園の2件の視察を行い、証拠書類の審査を午後1時より行いました。

2日目は、議案第59号及び認定第1号から認定第8号までの質疑を行い、質疑終了後、採決を

行いました。なお、認定第1号については、歳入については一括質疑、歳出については款ごとに 質疑を行い、認定第2号から認定第8号までは歳入歳出一括質疑で行い、議案第59号については、 関連上、企業会計と一括議題として質疑を行いました。

次に、主な質疑の概要を御報告申し上げます。

認定第1号 平成30年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定の歳入について、委員から、奨学基金繰入金が減っている理由はとの問いに、対象者が13人から10人に減ったことによるとの答弁。

他の委員から、主要施策成果説明書16、17ページで、29年度と比較して約5億7,000万円ぐらいの増となっているが、主な増額要因はとの問いに、29年度と比較し、法人市民税が約4億8,000万円の増収、個人市民税が約4,420万円の増、固定資産税が約2,960万円の増、軽自動車税が約605万円の増、たばこ税が約650万円の増、都市計画税が63万円の増との答弁でした。

他の委員から、市民税の法人市民税の業種別法人数及び調定額で、木材関係が29年が15で、30年が9、この大幅に減っている理由と、この法人数が減っているのに調定額が29年度と比べて約4倍近くふえている理由は、また、法人市民税の木材関係の法人数が減をしているのにふえた理由はとの問いに、社数については確定申告の件数で算出。また、法人数が減ったのに金額がふえているのは、木材関係ですと、市内に一部大手の会社があり、その会社の29年度の決算額と30年度の決算額でかなりの税収の差があり、その影響で大幅な増収になったとの答弁でした。

また、他の委員から、都市計画税が7億7,525万8,286円となっているが、ほかの地域では引き下げているところもある。高浜市は引き下げる計画はあるかとの問いに、都市計画税は都市計画事業に充当するための目的税である。高浜市は、現時点で充当率が96.9%で、残りの3.1%分は都市計画税以外の他の税を充当している。都市計画税の充当率が100%を超えるような状況が常態化するようなら注視しなければいけないが、現状では都市計画税の税率は、引き下げる考えは持っていないとの答弁でした。

他の委員から、手数料の中で、前年度まで都市計画手数料があったが、それがなくなっている 理由はとの問いに、都市計画手数料の項目がなくなった理由として、ここに掲げてあるものは主 なもので、30年度、都市計画手数料が100万円を切る形になり、100万円以上を主なものとして記 載しているとの答弁でした。

次に、歳出1款議会費について、委員から、議長車、市長車もだが、かなり傷んでいて、故障等もあると聞いている。市民に選ばれた市長や議長が公務に行くときに、素早く安全に確実に行けるように車があると考えているが、いつ故障が起きるかわからないような車をいつまで使うのか、市として耐用年数みたいなものを考えているのかとの問いに、議長車、市長車とも、ある程度の年数はいっていることは承知しており、年数は、議長車がより長く使い、走行距離は市長車のほうが圧倒的に使っている。故障が多いのは市長車のほうだと思っている。来年度、2台一緒に購入するのは非常に難しい。平準化を図りながら、予算の検討に加えていきたいとの答弁でし

た。

2 款総務費について、委員から、30年度の情報公開請求件数が111件で、29年度が54件と、前年度から57件の増となっている。請求件数が年々増加しているが、事務局として傾向を把握しているのかとの問いに、傾向として直近5カ年の請求者数と請求件数では、平成26年度が8名で10件、27年度が16名で16件、28年度が9名で48件、29年度が18名で54件、30年度が15名で111件となっている。今年度については、把握している8月末までの5カ月間の状況では、請求者数は法人等を含めた8名、請求件数は165件となっており、一部の個人の請求が大量にされる傾向により、全体の件数が増加している。請求内容については、28年度ごろからの傾向となるが、公共施設関連、公共工事等の設計書の公開請求が増加しているとの答弁でした。

他の委員から、職員の健康診断の中で、高ストレス判定者が昨年よりかなりふえているが、職場のストレスの要因等の問題点が明確になっているかとの問いに、ストレスチェックの高ストレスの判定者の割合が15.5%と高くなっているとのことですが、確かに29年度が12.7%でしたので、若干高くはなっている。この高くなった要因として、そのストレスチェックの結果が、人事で一人一人の結果が把握できていないものですから、しっかりとした要因が実際把握できておりませんが、一言言えることは、公共施設の再配置の問題等で情報公開請求が増大したり、審査請求とか非常にふえたりしているのが一つの要因ではないかと感じているとの答弁でした。

他の委員より、児童見守りサービス実証実験の実施でアンケートの内容と結果があるが、どのようなアンケートであったのかとの問いに、アンケートの実施方法は、実参加人数76世帯82人を対象にインターネット調査を実施し、回収率が75%の57世帯から60人の回答があり、設問の内容は、今回の実験では、初期費用が4,800円、月額使用料が480円という機器を利用しましたので、引き続きこの値段でも実施をしますかという設問に、約30%の方が継続したいという回答。月額使用料が480円、初期費用が不要だった場合には利用してみたいかで、全体の約60%が継続をしたいという結果で、この結果を受け、民間ベースでも十分サービスとして成り立つということを判断して、現時点ではこの事業を実施、協力された中部電力から、実際に販売がなされており、市はその状況を注視しているとの答弁でした。

他の委員から、市民予算枠事業の交付金が4種類載っているが、それぞれどのような事業をやっているのかとの問いに、市民予算枠事業の協働推進型の4団体の事業で、まず、高浜の防災を考える市民の会は、子ども防災リーダー養成事業で、小学校4年生から6年生の子供たちに防災・減災に対する関心理解を高めるために講座や体験学習を実施し、中学生防災・減災アカデミー事業では、常に地元で活躍している中学生を防災リーダー上級者として養成するとともに、防災・減災において最も重要な自助、共助の意識の醸成と、地域防災の人材育成を図ることを目的とした事業。渡し場かもめ会の美しい海をふたたび事業は、毎月第1日曜日に海岸清掃といった環境整備活動、海の標語募集や干潟の生き物調査を通じた環境啓発活動、芳川渡し場まつりの開

催による地域文化の継承というものが主な事業内容です。

次に、まちづくり市民会議、次世代を担う子ども若者の成長応援事業の平成30年度の事業内容は、インターネットテレビ「きずなチャンネル」の立ち上げ、配信、鬼みちまつりで開催している鬼コンの企画運営、また、既にスタートしているタカハマ物語3のオーディションの開催などの取り組みを通じ、子供・若者の活躍の場をふやし、子供・若者の成長を支援する活動です。

最後、昭和で元気になる会の事業は、昭和のよき時代をテーマにした思い出語りといった回想 法教室を宅老所等で開催をしたり、認知症カフェを開催したりし、平成30年度の実績では、年12 回、回想教室を開催、認知症カフェは、年10回開催しているとの答弁でした。

他の委員から、職員の研修事業で職員の男女比がわかればとの問いに、職員の研修事業の受講の男女比は、研修全体で、延べ受講者482名で、男性職員が279名、57.9%、女性職員が203名、42.1%との答弁でした。

3款民生費で、委員から、社会福祉費の健康づくり部門のマシンスタジオの利用状況はとの問いに、マシンスタジオの利用者数は昨年度も新規登録が1,192名あり、実利用者数自体は、ほぼ横ばいですとの答弁でした。

他の委員から、福祉まるごと相談グループの受付件数が昨年と比べ1.6倍ぐらいにふえている 原因はとの問いに、相談は、福祉まるごと相談グループと家庭児童相談室の2カ所で受けており、 家庭児童相談室の相談員は2名おり、その1名が退職され、その1名分の相談が福祉まるごと相 談グループに上乗せされ、30年度は福祉まるごと相談グループで800件を記載、29年度は234件。 家庭児童相談室では、30年度、408件、29年度、791件で、相談件数がふえたとの答弁でした。

他の委員から、認知症早期発見事業でコグニタウン事業とあるが、この事業内容はとの問いに、コグニタウン事業は、27、28年度に実施をした脳とからだの健康チェックで認知症予防スタッフによる呼びかけチームを結成し、健康自生地をめぐる活動を実施しており、毎週1回2時間程度、グループ単位で健康自生地の活動に参加し、体を動かしたり、仲間とおしゃべりしたりすることで認知症予防を図るというもので、参加された方からは、外出することが習慣化されてきたと伺っているとの答弁でした。

他の委員から、学習支援事業ステップは、30年度から学習支援事業が統合されたと思うが、その内容と子供たちについて、統合されたことについて何か変化があったのかとの問いに、29年度までは、中・高生を対象とした生活困窮者自立支援事業の学習支援と、小学生を対象としたひとり親家庭支援事業の学習支援を個別に委託して実施していたが、貧困の連鎖の防止には切れ目のない持続的な支援が必要と考え、30年度から事業につながりを持たせ、小学校から高校までの一貫した学習支援事業とし、加えて、ステップを利用していた高校卒業生が、今年度よりチャレンジサポーターとして活動している。支えられる側から支える側へという、理想的な形が根づき始めたとの答弁でした。

他の委員から、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業は18万5,000円あるが、これまでの2人から、30年度に7人に変わっている。こういう制度があることをどのように周知しているのかとの問いに、従来と同じように広報、ホームページ等で周知している。件数については増加で、必要な方には、医師とかそういったところでの紹介があるのかと考えているとの答弁でした。他の委員から、障害者福祉タクシー料金助成事業171万7,430円が、利用率を見ると51.9%と約半分だが、何か利用しにくい課題があるのではないかとの問いに、タクシー料金助成事業の利用率が低いということですが、利用状況を見ると、とりあえず申請したが、結果としてほとんど使わなかった方がいる。普段は家族で送迎しているが、家族の都合が悪い場合、そういった方がこのタクシーを利用することが多いことから、家族の送迎ができない場合のセーフティネット的な役割もあるかと分析しているとの答弁でした。

他の委員から、避難行動要支援者支援事業で名簿を作成されたと思うが、活用内容と支援体制 はとの問いに、避難行動要支援者名簿の作成及び情報の提供は、自力では避難することが難しい 方の情報を御本人の同意を得た上で、平常時から支援に携わる関係機関と共有することで、いざ というときに円滑な避難支援等が行えるよう、必要な範囲内で情報を提供している。具体的には、 高浜消防署、町内会、まちづくり協議会、民生児童委員に配付し、日ごろの備えと災害時の早期 支援のために活用するようお願いしているとの答弁でした。

他の委員から、生活保護事業で毎年保護世帯がふえているが、逆に保護から離れて自立された 世帯が毎年何世帯ぐらいあるかとの問いに、29年度は開始33世帯に対して廃止が15世帯、30年度 は開始24世帯に対して廃止が18世帯となっているとの答弁でした。

4 款衛生費で、委員より、予防接種事業の子宮頸がんワクチンは副作用の問題等もあり、接種率が低いかと思うが、高浜市ではどのような通知をしているのかとの問いに、子宮頸がんワクチン接種は、国が積極的な勧奨を手控えるように通知をしているので、対象者に対しての個別通知は行っていない。ただし、将来の不利益にならないようにワクチンの存在を知らせる必要があるので、市のホームページでこの子宮頸がんワクチンが定期の予防接種であるということは知らせているとの答弁でした。

他の委員から、妊娠出産包括支援事業、産婦健康診査の実施で産後2回健康診査を実施したとあるが、このメリットと、もし支援が必要な方がいた場合、その保健師とのつなぎ方についてはとの問いに、母親にとって産婦健診を2回受けることは、医療機関で心身の回復状態を確認でき、また、授乳や育児の相談ができる機会がふえることで、母親とその家族の安心感につながると考えている。また、医療機関にとっては必要な治療や支援を判断しやすくなり、産後鬱への早期治療が可能となるとの答弁でした。

- 5款労働費の質疑はありませんでした。
- 6款農林水産業費は、委員から、服部新田排水機場の整備工事の内容はとの問いに、電動のポ

ンプとエンジンのポンプがあり、今回は、エンジンのポンプと操作盤を取りかえている。電動のポンプに関しては、今回は工事を行っていないとの答弁でした。

他の委員から、高浜市土地改良区事業補助金141万8,873円と多面的機能支払交付金が451万円 出ているが、どのような費用なのかとの問いに、高浜市土地改良区事業補助金は、土地改良区に 水路等の維持補修の費用等を市が補助するもので、多面的機能支払交付金も、農地が有する機能 を使い、農業以外のもので活用していくということで、景観形成とか生活環境という、地域、子 ども会等がコスモスを植えたりする事業に対する交付金ですとの答弁でした。

7款商工費、委員から、産業経済活性化事業で企業誘致に伴って小池町の養鶏業を移す事業の計画がされているが、どのようになっているかとの問いに、さきの全協でも説明したが、民間事業者が主体でやっているもので、企業誘致条例に基づき、法律上の所定の手続の支援をしている。主体はあくまで民間事業者ということで、民間の事業者から依頼を受けたコンサルや不動産屋が用地交渉に行っているとの答弁でした。

8 款土木費、委員から、市道新設改良事業の委託料、市道港線で、30年度の場所はどこかということと、用地測量が5,400平米に対して物件調査が4件と少ないと思うが、その理由、調査後の現在までの進捗状況はとの問いに、用地測量及び物件調査業務委託は、港線と研屋線が交差する田戸町交差点部になる。用地測量は、港線の視距改良及び歩道設置事業に合わせて、田戸町交差点から北側の交差点までと、南側の交差点までの測量をしている。物件調査は、その全線ではなく、田戸町交差点の横断歩道部分に歩行者待機場所がないことから、待機場所の用地を確保するため、交差点四隅の物件調査を行い、進捗状況は、北側の工区、横浜橋からの用地は、ほぼ90%超の確保ができているとの答弁でした。

他の委員から、公営住宅管理事業の市営住宅長寿命化計画等策定業務の概要はとの問いに、現在、高浜市では4つの市営住宅を管理しており、最も古いものは昭和55年に建設され、新しいものは平成元年の建設となっている。築年数は30年から39年というような現状。21年度に策定した市営住宅の長寿命化計画が30年度をもって計画の期間を終えたことや、この計画策定において指針としていた国交省が示す公営住宅長寿命化計画策定指針が28年度に改正されたことを受け、今回、新たな市営住宅長寿命化計画を策定しているとの答弁でした。

他の委員から、街路計画事業のうち負担金で、名浜道路推進協議会6万円が出ているが、これはどのような道路になるのかとの問いに、この道路は、東三河から衣浦、知多半島を経由し、セントレア空港に至る計画の路線で、開通すると、物流の道路として空港や港の総合アクセスの向上が図られ、非常に経済効果が期待される道路で、協議会は東西の三河地域と知多地域9市3町で組織し、活動は、関連する市町の商工会と商工会議所で構成された名浜道路推進経済連合会とともに地域が一体となり、この道路の事業を推進しているとの答弁でした。

9款消防費、委員から、広域消防事業で4億9,436万8,623円出ているが、これは最初の広域に

なったころからどれぐらい増減しているのかとの問いに、設立当初と30年度の比較では、決算額でいうと15年度の決算額が63億9,791万4,875円。対して30年度の決算額は53億5,579万7,748円で、この数字は、衣東の決算書からの数字であるとの答弁でした。

10款教育費で、委員から、不登校者数が小学校でも中学校でも前年度に比べて増加している。 この理由と、また不登校対策としてどのような対策をしているかとの問いに、不登校は、年間の 欠席日数が30日を超える児童・生徒で、そのうち病気であるとか経済的な理由である者を除くと いう定義になっている。

増加の原因は、小学校では、学年が進むにつれて複雑化する人間関係に耐えられなくなったり、 周囲と自分を比べたりして、学習や運動ができないことに気づいて自信を失っていく、このよう なことが原因にあるのではないかと考えている。

不登校対策として、大きく2つのことに取り組んでいる。1つ目が、新たな1人を出さないということで、学校では、わかる授業づくり、安心できる居場所づくり、子供と教師、子供と子供が共感し合える人間関係づくりなど、児童・生徒自身が毎日の授業や学校生活を充実していると実感できる、そんな学校や学級づくりに力を注いでいると同時に、さまざまな理由で休み始めた児童・生徒に対しても、家庭訪問や保護者相談など早期の段階で対応するということで、状況をしっかり把握し、適切な対策をとり、長期化することを未然に防いでいる。また、両中学校には適応指導教室を設置し、専門で生徒支援を行うスクールヘルパーを配置して、教室復帰を目指した学習支援や相談活動に取り組んでいる。

学校復帰に向けた支援では、いきいき広場の適応指導教室、ほっとスペースを活用し、普通教室に入ることができない子供たちも不安を感じたり、ひきこもりや昼夜逆転の生活により無気力になったりすることがないよう、個に応じたきめ細やかな対応ができるようにしている。また、県教育委員会に要望をして、高浜市中学校に生徒指導加配教員を配置してもらっている。課題解決の中心となって職務に当たり、適切かつ迅速に対応できるようにしている。また、市としても心の相談員を設置するなど、不登校児童・生徒が抱えるさまざまな問題に対し、精神的な面から心の支援をしているとの答弁でした。

他の委員から、小学校教育振興事業、昨年度の図書購入費が5校全体で29年度の1.5倍、約190万1,458円に増加している理由。中学校でも29年度に比べ1.5倍、163万円が計上されているが、この理由と、図書購入費がどのように決められているか、本の選択を各学校でどのように決めているかとの問いに、30年度は前年比70万円超増額している。理由は、図書館と連携して購入費を抑えていたが、学校の図書が少し老朽化し状態がよくないということで、30年度は予算、購入額をふやした経緯がある。決定方法は司書教諭が中心となり、先生方の意見、ときには生徒等の意見を聞きながら必要な図書を購入しているとの答弁でした。

他の委員から、教育指導費、教育指導事業委託料で、標準学力検査実施委託が240万5,900円出

ているが、これはどのような学力検査をやって、どのようなよさというか、どのような結果が出ているかとの問いに、標準学力検査実施委託は、小学校では4年生から6年生、中学校では1年生から3年生で実施をしている。この目的は、子供たちの学力の現状の把握と経年の伸びを見るために実施しているということで、子供たちに点数で順位をつけるということではない。同時に知能検査も実施しているが、これと2つの結果をリンクさせることで、個々の持っている能力に対し、力を十分発揮しているか、また発揮できていないのかという分析ができる。現在、学校では多様化が進んでおり、同じ学年、同じクラスの中でも、一律同じような授業をして対応する、課題を与えて対応するということがなかなか難しくなってきている。こういった結果を参考にしながら、子供たちによりよい支援ができるようにという目的でやらせていただいているとの答弁でした。

他の委員から、学校の耐力度調査で、点数に従い長寿命化計画を策定して大規模改修にそれを生かしていくと思うが、耐力度調査の点数は交付金等に影響されていくのかとの問いに、調査した3小学校は長寿命化を図っていく。基礎調査では、屋上や外壁等の部位ごとに劣化や老朽化の状況を調査しており、この調査結果を踏まえて、今後、各部位ごとに実際の整備時期や内容、費用等を具体的に示す中長期の保全計画、長寿命化計画をつくっていく。また、大規模改造の設計、高取小学校とか吉浜小学校に着手できるが、それもこの調査結果に基づいて改造内容を決定していく参考資料として使っていくということである。耐力度の点数と交付金の関係は、文科省から改築する場合、耐力度が4,500点以下の場合、交付金が出る。ただし、4,500点超ある場合に改築した場合は、交付金は出ない。大規模改造時には、この点数とは別に、屋上とか外壁とか、ある程度の要件が決まっており、その要件を満たせば、大規模改造の交付金は出るという答弁でした。11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費の質疑はありませんでした。

認定第2号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員から、国保の広域化の初年度である30年度を振り返っての感想と、29年度と30年度を比べて、この歳入歳出の差引額が約1億5,000万円ぐらい減になっているが、これはこの広域化が原因しているのかとの問いに、まず広域化の感想で、30年度から都道府県と市町村との共同運営となり、都道府県が財政運営の責任主体となって国保の運営に中心的な役割を担うことになった。これに伴い、歳入では、市町村を介していたものが、30年度から直接都道府県へ収入されるようになり、歳出でも、後期高齢者支援金等、これまで個々の市町村から支払っていたものが、都道府県から直接支払われることになった。そのため、歳入歳出の決算額も大きく減少した。市町村の特別会計がコンパクトになるとともに、歳入を受け入れる手続、あるいは歳出面で支払う手続の事務が簡素化され、その分の事務負担が軽減されたと考えている。29年度に比べて30年度は、歳入歳出の差引額が1億円以上減っているという指摘だが、29年度では前期高齢者交付金が交付されているが、こちらが前年度比で大きく膨らみ、約1億1,000万円増額になったことで、差引額もふえ

た形となっている。30年度に入り、前期高齢者交付金が広域化に伴い、直接、県に入ったことから、額が減っているとの答弁でした。

他の委員から、国保の加入率が下がっているが、65歳以上の割合はどのくらいあるか。ジェネリックの後発医薬品差額通知書作成も枚数が減っているが、これはどういう理由かとの問いに、65歳以上の被保険者は、31年3月31日時点で、65歳から74歳までの被保険者が3,090人となっている。被保険者全体で7,836人で、全体に占める割合が39.4%となっている。次に、ジェネリックの通知書枚数が減っているという指摘だが、通知は被保険者で新薬を使用していた人に出している。新薬を使わずに後発医薬品を使用した人がふえたこともあり、通知書枚数が減ったものと考えているとの答弁でした。

認定第3号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定については、質疑ありませんでした。

認定第4号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員から、下水道使用料に関して、有収水量が昨年より4%ふえているが、使用料は公営企業会計移行に伴う打ち切り決算ため、前年度より15%減とあるが、この内容はとの問いに、今年度から公営企業会計に移行し、3月で打ち切り決算になった。通常だと4、5月の一般会計の出納整理期限まであるが、そこまでの入ったお金を計算すると、使用料は、予算額3億5,549万7,000円に対し、決算額は2億8,853万5,989円でしたが、5月までに6,919万9,221円入り、合計3億5,773万5,210円となっており、予算に対して100.6%となっているとの答弁でした。

認定第5号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員から、 実質収支の調書があるが、収支額が約6,000万円プラスになっているが、将来的なことを考えて 改修のために残してあるのかとの問いに、今後、老朽化に対して活用していくことが一番望まし い形であると思っている。来年度、将来にわたって安定的に事業を継続していくための計画、い わゆる経営戦略を策定する予定をしている。そうした中で考えていきたいと思っているとの答弁 でした。

認定第6号 平成30年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員から、30年度は第7期事業計画の最初の年となるので、どのような総括をしているのか、それと、今後もこの介護保険制度を持続させるため、第7期の介護保険計画での課題と今後の取り組みはとの問いに、初年度の総括で、30年度の標準給付費の計画値で23億4,587万1,000円を予定している。これに対して、保険給付費の支出済額は23億344万2,480円で、計画値と比較して98.2%の実績となっているので、ほぼ計画どおりの実績と考えている。課題と今後の取り組みは、第7期の計画策定に当たり、さまざまな調査やアンケートを実施し、明らかになってきた課題の一つとして、介護人材の確保と育成の課題がある。これを事業者はもとより、市全体で取り組まなければならない課題と捉え、市内のサービス事業者と協働で人材の育成、確保の取り組みを進めている。介護事

業所相互交流研修の開催やAI活用ケアプラン実証事業など、介護者の増加策ではなく、離職者の減、または仕事量の減といったさまざまな人材確保、育成策を進めることで、介護を必要とする全ての市民が地域で安心して暮らせるよう取り組んでいきたいとの答弁でした。

認定第7号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員から、後期高齢者というのは、一定の年齢が来ると、有無を言わさず、その枠の中に入れられる制度だが、昨年まであった減免も今後はなくなることもあり、非常に厳しい状況が続いている。介護保険が払えていない方が何人ぐらいいるかとの問いに、後期高齢者医療保険の滞納者は、徴収率でいうと現年度分が30年度、99.6%、滞納額が約160万円となっているとの答弁でした。

議案第59号 平成30年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第8号 平成30年度高浜市水道事業会計決算認定について、委員から、第59号で未処分利益が出ているが、これを水道料の引き下げに使うことはできないかとの問いに、利益の本質は建設改良費等、企業 債償還の財源ということであり、今後、老朽管とか老朽施設が出てくる。民間企業のもうけとしての利益とは概念が異なり、水道料金の軽減等も、今後も水道管の耐震化や老朽施設の更新等に回していきたいと考えているとの答弁でした。

次に、採決結果について御報告を申し上げます。

議案第59号 平成30年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、挙手多数により原案可決。

認定第1号 平成30年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、挙手多数により原案認定。 認定第2号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、挙手多 数により原案認定。

認定第3号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、挙手全員により原案認定。

認定第4号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、挙手多数 により原案認定。

認定第5号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、挙手全員 により原案認定。

認定第6号 平成30年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、挙手多数により 原案認定。

認定第7号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、挙手多数 により原案認定。

認定第8号 平成30年度高浜市水道事業会計決算認定について、挙手多数により原案認定。 以上が審査過程の概要と採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、御参照ください。

以上で報告を終わります。

# 〔決算特別委員長 黒川美克 降壇〕

○議長(北川広人) ただいまの決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

#### [発言する者なし]

○議長(北川広人) 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。再開は11時20分。

午前11時12分休憩

\_\_\_\_\_\_

## 午前11時19分再開

○議長(北川広人) 休憩前に引き続き会議を開きます。 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

15番、内藤とし子議員。

# [15番 内藤とし子 登壇]

○15番(内藤とし子) 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して、一般議案の8議 案に対しまして反対討論を行います。

議案第57号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について。

本案は、水道法の一部改正により、更新制が導入される指定給水装置工事事業者指定について、 手数料を徴収するものであります。これまでゼロ円であったものが更新手数料を1万円出さなければなりません。工事事業者は中小企業者が多く、この経済不況の中、ますます大変な状況になります。業者が安心して商売が続けられるよう、このような業者の負担をふやす条例には賛成できません。

議案第60号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案 第61号 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第62号 会計年 度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について、この3案についてまとめて討論いたしま す。

この3案は、地方自治体における特別職非常勤及び臨時的任用の実態が地方公務員法の規定と 乖離しているとして、臨時・非常勤の任用要件を厳格化し、増大した臨時・非常勤職員の受け皿 として、新たに有期雇用契約である会計年度任用職員制度を新設し、期末手当の支給を可能にす るとされているものです。

反対の理由、第1は、臨時・非常勤を急増させた国と地方自治体への反省がなく、臨時・非常 勤の正規化、正規職員定員拡大などの根本的な改善策が示されていないことです。三位一体改革 や集中改革プラン等によって、国から定数削減を迫られる中、行政需要の増大に対応した結果、 地方自治体の臨時・非常勤職員が急増しました。今や公立保育所の保育士の半数近くが臨時・非常勤となっています。学校では、定数内でさえ臨時・非常勤講師が配置されています。未来をつくる子供たちの命と安全、発達を保障する業務の担い手が不安定で低賃金、生活保障さえできない処遇で本当にいいのでしょうか。

民間の非正規雇用労働者に認められた解雇法理の適用による無期転換の対象外とされ、司法の場でも歯どめがかからなかったことで、不安定・低賃金な臨時・非常勤職員が自治体職場で一貫してふえ続けてきたのであります。本来なら、期間的業務、恒常的業務については、定数枠を広げて常勤化すべきです。ところが、本法案には常勤化への道を積極的に開く内容は一切ありません。

反対理由の第2は、導入される会計年度任用職員制度が人口規制のない有期任用の職となって おり、会計年度ごとの任用と雇いどめを地方自治体の判断で進めることを可能としており、合法 的な人員の調整弁となる可能性を否定できず、地方公務員法の恒常の職の無期限任用の原則を掘 り崩すおそれがあることです。

反対理由の第3は、会計年度任用職員への給付について、フルタイムの場合は、給料及び各種 手当の支給対象となるのに、数分でも短くパートタイマーとされた者は期末手当のみとされ、通 勤費などは従来どおり費用弁償の対象とするとしつつも、フルとパートで待遇格差を温存するこ とは認めるわけにはいきません。

さらに、再度任用されても、条件つき採用期間があることなどで、不当に雇いどめに遭った場合にも任用継続への期待感が認められにくくなるのではないかとの指摘を否定できる根拠はどこにあるというのでしょうか。

また、特別職非常勤を会計年度任用職員へ移行させることにより、労働基本権の制限がかかる ことになりますが、組合解散や一般労組からの脱退により、労働条件の不利益変更などが生じる おそれも指摘されています。

自治体における常勤・非常勤格差は、今や民間以上となっており、臨時・非常勤職員の7割が 女性です。まさに公務がワーキングプアの製造場所となって、日本全体の格差拡大を進める結果 となっていることを直視すべきです。仕事の中身が同じなら権利もお金も皆同じ、人間の平等か らして当然の状態を公務職場でこそ実現することが強く求められていることを指摘して、討論と いたします。

議案第65号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の廃止について、議案第66号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について、議案第67号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、まとめて討論いたします。

この3案は、消費税の10%増税に伴い、保育園、幼稚園、こども園などに通園している3歳か

ら5歳の保育料や授業料を無償にするというものです。子育て支援の意味からも、無償は進めるべきと考えますが、保育の質を低下させ、保育制度そのものを変質させる今回の無償化には強く 反対します。

安倍政権は、消費税引き上げ分の使い道を変更して、本年10月から幼児教育・保育の無償化を 実施するため、子ども・子育て支援法一部改正法を5月10日に成立させました。無償化の対象は、 全ての3歳児から5歳児と住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児で、認可保育所や資格不要のファミリーサポートセンター事業なども対象となります。

そもそも無償化とは、全ての子供が質の高い幼児教育・保育を確実に受けられる機会を保障した上で実施すべきものです。しかし、待機児童や保育の質の確保が置き去りのまま、急ごしらえでつくられた今回の制度は、偽りの無償化と言わざるを得ません。

今回の無償化については、この間の国会審議でもさまざまな課題が指摘されています。認可外保育施設では、国の指導監督基準を満たさない場合でも、5年間は無償化の対象となります。事故のリスクが高い施設などが対象となることについて、保育事故で子供を失った家族からは、子供の命を危険にさらし続けることは受け入れることはできないと、厳しい批判が上がっています。

今でも指導監督基準を満たさない施設は多く、都道府県等の立ち入りは追いついていません。 政府は、指導監督を強化すると強調しますが、実効性は不透明で、子供の安全確保は見通せない ままです。

無償化には、国で見ると、年間約7,800億円もの費用がかかります。このことから、待機児童 対応の施設整備や保育士の処遇改善等が後回しにされることが危惧されていますし、質の低下に つながりかねません。

さらに、無償化を契機に3歳児から5歳児の保育における給食食材料費の全てが保育の費用から外出しとなります。給食の費用は、保護者の実費負担としてふえ、その徴収のための新たな事務負担が保育現場に重くのしかかります。これまで市町村による無償化の財政負担は、私立の施設では4分の1ですが、公立施設では全額負担と大きくなります。これまでも公立施設の運営費、施設整備費に対する国庫補助の廃止により、公立施設の廃止・民営化が進み、施設数は激減していますが、さらにこれが加速するおそれがあります。

また、無償化の財源となる消費税は、生活必需品も含めて一律にかかるため、所得が低い人ほど負担割合が高くなる逆進性の強い税制度です。とりわけ低所得の子育て世帯にとって重い負担となることは明らかです。保育を拡充することと消費税増税をリンクさせる仕組みでは、消費税を増税しないと、保育の拡充ができなくなってしまいます。

最初に言ったように、保育の無償化は進めるべきと考えますが、保育の質を低下させ、保育制度そのものを変質させる今回の無償化には反対をいたします。

私たちが求めているのは、全ての子供がひとしく、質の確保された保育を受ける権利が保障さ

れる制度です。認可施設による保育の量的整備と子供の安全と成長を保障する保育の質の確保・ 向上を求めて立ち上がることを、全国各地の保護者、保育関係者の皆さんに呼びかけ、ともに全 力を尽くす決意を表明して、反対討論といたします。

議案第69号 事業契約の変更について。

本案は、高浜小学校等整備事業に係る費用48億5,829万7,695円のうち、維持管理費が本年10月から令和16年3月までにかかる費用3億8,066万円余の消費税761万円と、その他費用、本年10月から令和16年3月までにかかる費用1億9,324万円余に係る消費税386万円を足した額、1,147万8,120円で、この費用が上乗せされるというものです。

安倍首相は、参議院選挙が終わって、審議しなければならない問題が山積しているにもかかわらず、また野党がそろって法に沿って国会を開くよう求めたにもかかわらず、無視しています。 国民の6割が反対をし、景気も下降ぎみで、どの数字をとっても消費税を増税できる環境ではありません。以上、理由を述べて反対といたします。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長(北川広人) 次に、12番、鈴木勝彦議員。

[12番 鈴木勝彦 登壇]

○12番(鈴木勝彦) 議案第57号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について、市政クラブ を代表して、賛成の立場から討論させていただきます。

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の更新制度を導入するものであり、従来の指定の要件を変更するものではないということ、また手数料については、特定のものに行う事務に対する対価として、地方自治法第227条及び第228条に基づき徴収するものであり、更新制度により工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止が図られ、給水装置の工事を適正に施工することができることから、給水条例の一部改正について賛成とさせていただきます。

以上です。

[12番 鈴木勝彦 降壇]

○議長(北川広人) 次に、1番、荒川義孝議員。

〔1番 荒川義孝 登壇〕

○1番(荒川義孝) 議長のお許しをいただきましたので、議案第60号、第61号、第62号につきまして、市政クラブを代表して、賛成の立場で討論させていただきます。

これら3議案は、平成29年5月17日公布、令和2年4月1日施行の法律第29号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき制定されるものであります。

行政需要の多様化に対応し、公務の効率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を図るとともに、会計年度任用職員の仕組みを創設するものであります。

このことから、議案第60号につきましては、同一労働同一賃金の理念のもと、会計年度任用職員に対する給付等について規定し、処遇改善を図っております。

続いて、第61号につきましては、本格的業務を行っている臨時的任用職員を任期付職員として 任用することにより、さらなる正規職員との同様の処遇に改めると規定しております。

最後、第62号につきましては、第60号、第61号により影響する関係条例の整備であります。これらの議案についてでありますが、今までの地方公務員法における臨時・非常勤職員は共通して定められる事項が少なく、自治体によって取り扱いが大きく異なっておりましたが、改正法に基づき、ある程度共通事項が定められるとともに、具体的な労働諸条件も明記されていることから、大きな改善を図ることができると考えております。よって、議案第60号、第61号、第62号に賛成とさせていただきます。

[1番 荒川義孝 降壇]

○議長(北川広人) 次に、3番、杉浦康憲議員。

[3番 杉浦康憲 登壇]

○3番(杉浦康憲) 議長のお許しをいただきましたので、議案第65号、第66号、第67号について、市政クラブを代表して、賛成の立場で討論いたします。

この一連の3つの議案は、いわゆる幼児教育・保育無償化のための条例改正です。昨今、国では、待機児童対策、保育士の処遇改善についてさまざまな施策が行われてきましたが、今回の無償化は、少子化対策のため、子育てをしやすい環境づくりを目指しての消費増税分を使用しての政策で、子育て世帯にとっては大変有効なものだと考えます。ただ、副食費が実費徴収されるようになるものの、無償化される保育料との逆転はなく、さらに年収360万円未満の世帯は免除されるなど、配慮もされております。自治体によっては、市の持ち出しが増加するところもあるようですが、高浜市では負担の低下が予想されております。

これらのことを勘案しまして、この3議案ともに、今後、高浜市民の子育てをしやすい環境づくりのためにも、必要不可欠な議案と考え、賛成といたします。

〔3番 杉浦康憲 降壇〕

○議長(北川広人) 次に、4番、神谷利盛議員。

〔4番 神谷利盛 登壇〕

○4番(神谷利盛) では、議長の許可をいただきましたので、市政クラブを代表しまして、議 案第69号 事業契約の変更について、賛成の立場で討論させていただきます。

本件は、高浜小学校等整備事業において、契約金額を変更するものであります。契約前後の金額の差額としては、1,147万8,120円の増額になるものであります。この金額は、2019年10月1日以降、すなわち消費税増税後に発生する5億7,390万円ほどの案件の消費税増額分、2%に該当する分であります。この分は、契約に従い実行されるものであり、問題のあるものとは思えませ

ん。したがい、議案第69号については、賛成とさせていただきます。

[4番 神谷利盛 降壇]

○議長(北川広人) 次に、15番、内藤とし子議員。

[15番 内藤とし子 登壇]

○15番(内藤とし子) 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して討論いたします。 議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算(第3回)。

本議案の主な計上は、さきに討論した保育園や幼稚園、こども園の3歳から5歳の保育料の無償化に関連した費用が計上されたものです。保育料の無償化は進めるべきだと考えますが、今回の急ごしらえの無償化案は偽りの無償化であり、さきの第65号から第67号で討論しましたように、賛成はできません。

〔15番 内藤とし子 降壇〕

○議長(北川広人) 次に、2番、神谷直子議員。

〔2番 神谷直子 登壇〕

○2番(神谷直子) 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表し、議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算(第3回)について、賛成の立場で討論いたします。

現在の日本は、少子高齢化による現役世代の減少と高齢者の増加という大きな問題を抱えています。現役世代の減少は、税金や社会保険料などの国の収入を減らし、高齢者の増加は医療費を初めとする社会保障費を増大させます。

このふえ続ける社会保障費の財源を確保することが、消費税増税が行われる目的の一つです。 所得税や法人税の増税を行うことでも税収はふえます。それでは現役世代に集中した負担をかけ てしまうので、高齢者を含めた国民全体で広く負担をする消費税がふさわしいとされました。

また、所得税や法人税は、利益部分に課税される税金であるため、不景気になると税収が減少してしまいます。しかし、これに対して、消費税は景気に左右されにくく、安定した税収を得ることができます。消費税を8%から10%に増税することによりふえる税収は約5.6兆円と見込まれており、その使い道は、教育、子育ての充実などに予定がされております。

10月からスタートする幼児教育・保育の無償化に対応するための費用、これは、高浜市が対応 するために当然必要となるものであります。引き続き、子育て世代が安心して子育てができるよ うに、先を見据え、施策の充実に努めていただきたいと思います。

また、この本議案では、移住定住就業支援事業として、首都圏から高浜市への移住・定住及び市内企業への就業の促進を図るための費用が計上されております。この事業は、東京一極集中の是正、地域の担い手不足の解消を目的に、愛知県と協力して実施するものであります。人材確保は、これからの高浜市にとっても大きな課題でもあります。市内企業における人材確保につながるよう、愛知県とともに積極的なPRに努めていただきたいと思います。

そのほか、市制50周年記念事業や長時間勤務の学校の先生に対する健康診断委託料など、いずれも必要な費用が計上されております。目指すべき将来像に向け、前進していかれることを御期待申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

[2番 神谷直子 降壇]

○議長(北川広人) 討論の途中ではありますが、暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時44分休憩

午後0時59分再開

○議長(北川広人) 休憩前に引き続き会議を開きます。 次に、15番、内藤とし子議員。

[15番 内藤とし子 登壇]

○15番(内藤とし子) 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論を行います。

認定第1号 平成30年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について。

本決算は、歳入決算額178億5,356万8,838円、歳出決算額170億1,322万6,968円、実質収支額は7億5,947万3,870円の黒字となっています。

歳入では、高浜市の財政は主なものとして、個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画 税によって成り立っています。

以前、個人市民税は20%の定率減税をしていた時期もありましたが、2006年度に廃止され、増税となり、一方、法人市民税は、平成24年度から一部国税化も入れ、平成30年度はそれまでの12.3%から9.7%に引き下げてしまいました。さらに、法人市民税については、大企業優遇税制はそのまま継続しているため、不公平が拡大されるばかりです。必要な財源確保と税の公平を実現するためにも、法人市民税の不均一超過課税を実施するよう指摘します。

都市計画税は7億7,525万8,286円で、固定資産税39億5,523万1,453円と合わせると47億円余りとなり、市民の大きな負担となっています。過重な固定資産関連の税負担を軽減するため、当市の業務を見直して、都市計画税の引き下げを求めます。

歳出で、総務費では、市役所本庁舎整備事業を総量圧縮と言いながら多額の費用を使い、建設して20年後の方向も示せないのは問題です。リニア中央エクスプレス建設促進期成同盟会負担金、アルプスの山の水を引いてしまう、干からびさせると問題になっています。建設工事額9兆円と言いながら公費3兆円をつぎ込むなど、この工事は赤字が必至の無駄な大型事業であり、これらを進める期成同盟会に加盟していることは協力するということであります。こうした無駄な大型公共事業は財政破綻の原因であり、即刻中止すべきです。

窓口業務では、徴税業務や窓口業務など、市役所の基本的業務を高浜市総合サービスに委託し

ていますが、市民のプライバシーにかかわる業務を民間に委託している業務請負になり、認める ことはできません。速やかに直営に戻すよう求めます。

次に、情報公開事業、公文書公開でなぜ急にふえているのかとの問いに、公共施設の再配置計画の問題が、公文書公開がふえている要因ですという答弁でしたが、当局が情報をきちんと出さないことから、情報公開を求めることがふえているのではないでしょうか。メリット・デメリット全ての情報をしっかり出して質疑をすべきだと考え、指摘しておきます。

衛生費では、地域医療振興事業で、高浜分院の移転新築に関する補助金も含め、1民間病院に 4億1,911万円余りの補助金が計上されています。これまで高浜分院に10年間で30億円以上の多 額の補助金が支出されており、打ち切りにすべきです。

商工費では、いきいき号について、市民の意見を聞いてとは言うものの、市内コースの見直しをいつまでにするかは不明との話でした。市内コースの利便性が悪いのですから、一刻も早く改善しなければなりません。

教育費では、勤労青少年ホームの跡地発生土について、昨年の7月補正予算では、8,200万円余りで運搬処理業務委託料という話であったのが、契約が不成立に終わり、半年たったとき、2億4,000万円余りの費用になりました。その際、埋め戻しなどの運搬処理料が132万831円支出されています。跡地発生土で処理できなかったのかと思います。

認定第2号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

国民健康保険の短期被保険者証の世帯が445世帯あります。その大きな要因は、国民所得の格差拡大と低所得者の増加、国民健康保険料が高いことが大きな要因です。一般会計から国保会計への繰り入れで、保険料が抑制できる国保税の独自減免は、各市町村の裁量であることや、国保税を決定するのは各市町村であるにもかかわらず、県の標準保険税率まで引き上げる、一般会計からの繰り入れをなくす自治体の動向もあり、平均して広域化により保険料は引き上げられています。

昨年11月に全国の市町村長らが集まった国保制度改善強化全国大会の宣言や、「公費1兆円の 投入で均等割分を負担してもらう」を政府に実現させることが不可欠です。協会けんぽ並みの国 保税にすることが求められています。

認定第4号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

下水道整備面積は、平成30年度末で、下水道全体計画面積890へクタールのうち、523.6へクタールの整備が完了し、下水道整備率は前年度より1.6%増の58.8%、下水道普及率は前年度より1.4%増の62.3%、水洗化率は81.1%となりました。

接続を見ますと、平成27年3月31日からと平成28年3月31日の供用開始を見ますと、両方とも41.5%、平成29年3月31日供用開始は29.7%と非常に接続率が低いことがわかります。速やかに接続率が向上しない理由は、低所得者や高齢者世帯などの経済的な理由が考えられます。こうし

た世帯に対する接続工事費の補助制度など、接続を促進する施策が求められることを指摘します。 高浜市の下水道計画は、流域下水道整備中心の計画になっていますが、この整備計画は多額の 費用がかかることから、環境対策の面からも、下水の浄化は技術的にも改善されている合併浄化 槽も含めて、経済的にも時間的にも有利な下水道方式の検討を含めた抜本的な検討が求められます。

認定第6号 平成30年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

資料で見ますと、待機者は123人、介護保険の滞納者も実人数で181人、748万8,638円の滞納額となっています。また、国の調整交付金6,773万5,000円が主要成果に載っていますが、介護保険の制度の国が負担すると言っている25%分の5%の分に満たない3.05%ということですが、これでは介護保険制度そのものが、最初から制度を誤って実行していることになるのではありませんか。高浜市は16段階にふやしたものの、2段階の低所得者部分の負担は重いと言わなくてはなりません。収入がなくても保険料を1段階、2段階の低所得者部分の負担は重いと言わなくてはなりません。収入がなくても保険料を払わなくてはいけない現在の負担制度は見直すべきです。さらに、準障害者控除証明書の発行を知らない人がまだみえます。全ての要介護者に発行していただくよう求めます。

認定第7号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

この制度は、高齢者を年齢で区切り、75歳以上を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける稀代の悪法です。2008年の制度導入以来、5回にわたる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大要件となっています。

被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が58万円以下の場合、2017年度、2割軽減だったのが、2018年度から軽減なしになったこと、被用者保険の元被扶養者に対する均等割軽減が7割軽減から5割軽減になった国の制度改悪による影響額は、所得割軽減の見直しで、保険料がふえた人は約10万人、影響額は約5億2,000万円、元被扶養者の均等割軽減見直しで保険料がふえた方は約4万1,000人、影響額は約3億7,000万円もあり、このような過酷な負担増を実施した今決算は認められません。

認定第8号 平成30年度高浜市水道事業会計決算認定について。

本市の水道は、県水に100%依存して運営を行っている関係から、県水の単価が水道料金に直接影響を受ける環境に置かれています。したがって、県企業庁が利用計画のない設楽ダムを、水源確保にかかわって進めているのは問題です。豊川の河口から70キロ上流の地点につくられようとしている設楽ダム建設は、3,000億円の費用がかかる大型公共工事で、50年近く前に立てた計画を進めようとしています。全滅危惧種のネコギギもいる緑豊かな山間地です。

また、設楽ダム予定地の断層は、活断層の可能性が濃厚となっています。同ダム建設は大きな リスクを背負い込むとして、国土交通省に地元反対グループ4団体は写真なども持ち込みながら、 何をもって活断層がないと判断したのか根拠を示してと計画を見直すよう示しました。このような問題が起きている計画を進めることは、愛知県にとってもリスクが大きく、立ちどまって見直 しをすべきです。

以上、理由を述べまして、反対といたします。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長(北川広人) 次に、10番、杉浦辰夫議員。

[10番 杉浦辰夫 登壇]

○10番(杉浦辰夫) 議長のお許しをいただきましたので、認定第1、2、4、6、7、8号に つきまして、市政クラブを代表しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

平成30年度は、将来都市像「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」の実現に向け、第6次高浜市総合計画の総仕上げとなる後期基本計画がスタートする年でありました。これまで取り組んできた施策や事業がしっかりと成長し、大きな実をつけるよう、また高浜市の今と未来を見据えて、持続可能な自治体経営に取り組まれたものと理解しております。

まず、認定第1号について、平成30年度高浜市一般会計歳入歳出決算では、歳入総額が178億5,356万8,838円に対し、歳出総額は170億1,322万6,968円と、いずれも過去最高額。実質単年度収支は4億6,000万円余りの黒字となっています。財政指標を見てみますと、実質公債費比率は0.3ポイントと改善し、マイナスの0.7%、経常収支比率は85.6%、前年度と比べて7.6ポイント改善し、堅実な財政運営が行われたものと考えております。財政調整基金については、約3億円の積み立てが行われ、平成30年度の残高では20億円を到達する目前まで来ています。

歳入については、市税は主に法人市民税の増加により、92億692万1,822円、前年度と比較して 6.7%の増加と、過去2番目の決算額となっております。また、市税全体の収納率は97.5%と、 前年度と比べて0.4ポイント上昇しており、徴収の成果があらわれているものと評価いたします。 今後も自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、収納率の向上に努めていただきたいと思います。

一方、歳出については、厳しい財政状況の中で、第6次総合計画の推進を踏まえ、事業の重点 化を行い、執行されたものと評価いたします。

基本目標 I の「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」では、地域創生推進 交付金を活用した、I o T を活用した児童の見守りサービスの実証実験や、統合型 G I S の導入、また多言語に対応するための外国語翻訳システムを導入し、行政、教育現場におけるサービスの向上が図られています。

基本目標のⅡの「学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう」では、保育ニーズに対応した子育て環境の整備のため、たかとりこども園の整備のため、補助等が行われております。また、教育面では、小学校空調設備導入基礎調査業務や、学校施設長寿命化計画策定基礎調査業務、高

浜小学校東側法面改修、吉浜小学校及び高取小学校の照明器具LED化、高浜中学校の外壁等改修、南中学校のトイレ改修及びテニスコート整備などが行われ、ハード面における学習環境の一層の向上が図られています。特に、高浜小学校等整備事業については、第1期工事が無事完了し、予定どおり本年4月から新校舎での授業がスタートしております。あわせて、複合施設である地域交流施設たかぴあの運営準備を着実に行われてきています。

基本目標Ⅲの「明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう」では、排水路 樋門維持管理事業や、空家等対策計画策定支援業務委託など、基本目標のⅣについては、「いつ も笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう」では、妊娠出産包括支援事業や、在宅医療・介護連携推進事業などに取り組まれており、これら全ての事業が総合計画に掲げる目指すべき姿を 実現するための取り組みであると評価いたします。

最後になりますが、長期財政計画の財政シミュレーションからもわかるとおり、今後も引き続き厳しい財政状況が続くことは明らかです。収入がふえ続ける時代とそうでない時代におけるお金の使い方は当然異なります。当局におかれましては、市税を初めとした歳入の確保に取り組むとともに、歳出については、時代に合ったサービスへ転換といった視点を持って、今後も健全な財政運営を堅持していただくことを期待し、賛成討論といたします。

続いて、認定第2号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、 賛成の立場で討論いたします。

平成30年4月からの国民健康保険制度の都道府県化に伴い、国庫支出金や前期高齢者交付金等について、都道府県で集約されるなど、歳入歳出決算はかなりコンパクトになるとともに、これまで市町村が運営していたところと比べると、都道府県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うことで、国保財政は大きく安定してきたものと考えます。また、国民健康保険税現年度分徴収率を見ますと、平成28年度、90.3%、平成29年度、90.8%、平成30年度、91.3%と年々上がってきており、税務グループとの連携による収納対策もしっかりなされていると認識しております。

今後も、特に医療費の抑制に向けて、さらなる保険事業の充実と健康増進対策に取り組んでいただくとともに、県とともに健全な財政運営に向けて一層の努力を行っていただけるよう要望し、この認定に賛成いたします。

続いて、認定第4号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、 賛成の立場で討論いたします。

まず、公共下水道の整備ですが、平成30年度は14.7~クタールの整備を行い、また、衣浦東部 浄化センターの汚水処理水量についても、19万立方メートルほど増加しております。本市の下水 道は、平成10年の供用開始から20年となり、全体計画のうち523.6~クタール、58.8%の整備が 完了しております。下水道法では、下水道整備の目的は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上 に寄与し、公共用水域の水質の保全に資することとされており、本市においても、着実に整備を 進めていることが確認され、今後も計画的に事業を推進し、整備を進めていっていただきたいと 思います。よって、この認定には賛成します。

認定第6号 平成30年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論します。

介護保険特別会計決算では、第7期決算の初年度となりますが、平成30年度の保険給付費が計画値に対し98.2%の執行額となっており、ほぼ計画どおりであります。第7期、そしてこれからも介護保険制度の持続可能性が求められる中、とりわけ必要とされる介護人材の育成・確保に市内サービス事業者と連携して取り組まれている点は評価に値することから、この認定に賛成いたします。

認定第7号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論します。

本市の後期高齢者医療制度における被保険者数は、平成30年度末で4,874人、前年度と比べ100人増加しており、毎年増加しております。こうした状況に伴い、市が療養給付費の12分の1を負担する療養給付費負担金についても、平成30年度は3億24万1,000円であり、これも増加傾向にあります。

一方で、療養給付費全体の1割は被保険者からの保険料で賄われており、平成30年度の収納率は99.1%でありました。残りの9割は高齢者医療を社会全体で支える観点から、現役世代からの支援金と公費で賄われています。

今後さらに高齢化社会が進み、医療費が伸びていく中で、国民皆保険制度をいかに持続可能な ものとしていくかが重要な課題となっています。この中で、後期高齢者医療保険制度が大きな存 在となることは間違いありません。今後も愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密にされ、 適正に運営されることを要望し、この認定には賛成とします。

最後に、認定第8号 平成30年度高浜市水道事業会計決算認定について、賛成の立場から討論 します。

水道は、市民生活や社会基盤に欠かせない重要なライフラインであります。災害時の対策として設置されている自家発電設備、緊急遮断弁の計画的な更新や配水管の耐震管布設がえ工事なども進められており、安全で安心な水道水の安定供給に努めており、また有収率も高い値で推移しており、適切な管理のもと、効率的な事業を行っております。

また、事業収益においては、給水人口の増加により、営業収益も増加しており、良好に運営されております。しかしながら、水道事業を取り巻く課題として、施設や設備の老朽化による更新事業費の増加、また節水型社会への移行や人口減少などにより料金収入が減少していき、経営状況も厳しくなっていくと思われますので、今後もより効率的・効果的に事業を進め、水道事業の

基盤を強化していくことをお願いしまして、賛成討論とさせていただきます。

[10番 杉浦辰夫 降壇]

○議長(北川広人) 次に、16番、倉田利奈議員。

〔16番 倉田利奈 登壇〕

○16番(倉田利奈) 認定第1号 平成30年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、反対 の立場で意見を申し上げます。

おおむね賛成ですが、一部税金を使うべきでないものが含まれております。

まず、2款1項2目文書管理費について、行政文書部分公開決定処分取消請求訴訟等委託費として、弁護士法人きぬうら法律事務所に21万6,000円の支出がございます。これは、中央公民館解体に当たって作成される金入りの設計書を、高浜市は全部公開しなかったために提訴された事件に対する弁護士費用です。他市では、ホームページにまで載せており、多くの審査請求の答申や判例もインターネットで容易に収集できたにもかかわらず、漫然と旧来の考え方にこだわったり、さまざまな非公開事由に該当するということが想定されたために、一旦非公開としたという無責任な当局の答弁を市民は理解できるでしょうか。裁判では、裁判長が被告である高浜市の主張は全く理解できないとのことで、全部公開するように高浜市を説得までしました。高浜市が正しく情報公開を行っていれば、本来支出する必要がなかったものです。

次に、2款1項4目情報公開費について、37万5,992円が支出されております。この内容については、情報公開審査会の審査委員への報酬が主であるとのことです。情報公開審査会へ審査請求がされるということは、情報公開の結果、その処理内容を市民が不満に感じているということです。

私は、さきの一般質問において、情報公開の処理についての研修を職員に行うべきと申し上げましたが、研修は行われておりません。また、他市では二、三カ月で出される答申が1年以上もかかったり、審査会が20回も開かれるなど、このままの状況では、税金の無駄遣いを続けることになりかねないと考えます。適正な処置がなされることを要望します。

次に、2款1項6目市長及び副市長の行政活動事業費の支出の中に、選挙用為書きの支出がありました。為書きとは、選挙の際、候補者の必勝を願って選挙事務所に提示する応援推薦ポスターのことです。1件は、安城市長選へ候補者2名への為書き制作料、もう一件は、愛知県知事選へ候補者1名の為書き制作料とのことです。市長が税金を使って選挙の応援グッズを送ること自体にも問題があるかと思われますし、行政活動を行う上で必要という理由は理解できません。また、候補者全員に送ったのではなく、市長と交際のある候補者のみに、税金を使って為書きの制作が行われたことは、市民の理解を得られるものではありません。

次に、10款5項4目青少年ホーム管理事業費の委託料として、132万831円の支出がございます。 勤労青少年ホーム跡地活用事業、建設発生土等の運搬及び処理に関する費用について、契約等に 不備が見られました。今回の委託内容、勤労青少年ホーム跡地埋め戻し土等の運搬業務は、それ に関係する支出となるため、認められるものではありません。

以上の点について、適切な支出として認められないため、反対の討論とさせていただきす。行政に携わる皆様には、使うべきところにはしっかり税金を使っていただきたいと思いますが、使い方に関しては、市民の理解が得られるよう、説明責任を果たしていただきたいと思っております。

以上です。

[16番 倉田利奈 降壇]

○議長(北川広人) 次に、15番、内藤とし子議員。

[15番 内藤とし子 登壇]

○15番(内藤とし子) 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して賛成討論いたします。

陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の 授業料助成の拡充を求める陳情。

本陳情は、陳情代表者、高浜市向山町一丁目6の7、古鷹幹子さん外2団体による陳情です。

県下各市町村の助成は、何十年にもわたる父母、市民の血のにじむような働きかけがあり、それに共感した当局などの尽力により、国や県の私学助成を補うものとして独自に実現されてきました。全ての子供が親の所得にかかわらず、ひとしく教育を受ける権利を保障するために、父母負担の公私格差をなくし、教育の公平を図ることは、これから高校選択を考える全ての子供たちとその父母、そして地域を支える市民にとって切実な願いです。

調べてみると、知立市の私学助成は、平成30年度、助成を受けた方が419人、助成額が538万824円、碧南市は255名、額が341万2,008円、高浜市は70人、額が118万4,800円。

市政クラブは、高浜市は所得制限はあっても、2万4,000円という補助額を出しているから、 また近隣市の中でも手厚い補助額になっているからと言われました。人口の違いはあるけれども、 この私学助成の額など見ますと、高浜市の私学助成は十分とは言えないと思います。よって、賛 成いたします。

[15番 内藤とし子 降壇]

○議長(北川広人) 次に、9番、柳沢英希議員。

〔9番 柳沢英希 登壇〕

○9番(柳沢英希) 議長のお許しをいただきましたので、陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、市政クラブを代表しまして、反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

この陳情は、私立高校生への授業料の助成を高浜市に求める内容となっておりますが、高浜市

でも既に助成を行っており、今でも継続をしている状況であります。

高浜市の助成内容は、課税総所得金額が200万円以下の世帯には年額2万4,000円、課税総所得金額が200万円を超え350万円以下の世帯には年額1万2,000円という内容で、西三河の中でも手厚い内容となっております。市町村独自の助成を行っていない、また継続していない自治体に提出された陳情であれば理解はできますが、そうではありません。

また、委員会でも申し上げましたが、公立・私立間の格差と言いますが、公立と私立には、授業料だけではなくて、学習の環境、学習の内容、部活の種類、そういったものにも違いがございます。授業料だけではなくて、公立が行えないような部分を強みとして、私立が独自の取り組みを行っているという環境もあります。

先ほど討論の中で、知立・碧南の総額を上げてお話をされておりましたけれども、じゃ、もっと人口規模の大きいところを総額で例えたら、じゃ、高浜市は幾らまで出すんだと、そういった計算にもなっていってしまいます。総額ではなくて、一人頭、どういった家庭環境か、そういったものも含めた上で、こういった助成を考えていくというものが、本来の助成金のあり方だと思っております。そういった点にも目を向けていただきまして、高浜市は厳しい財政状況の中でも可能な限りの手厚い助成を継続しているということを御理解いただき、不採択としての御判断をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

#### [9番 柳沢英希 降壇]

○議長(北川広人) 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第55号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### 「替成者起立〕

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第56号 高浜市消防団条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、 原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

## [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第57号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について、総務建設委員長の報告の とおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第58号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決す ることに賛成の議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第59号 平成30年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、決算特 別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第60号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、 福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第61号 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、福祉文 教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第62号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備について、福祉文教委 員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第63号 高浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正につい て、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第64号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改 正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めま す。

## [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第65号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の廃止について、福祉文教委員長の報告の とおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第66号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の全部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の 議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第67号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文 教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### 「替成者起立〕

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第68号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立 を求めます。

# [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第69号 事業契約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第70号 令和元年度高浜市一般会計補正予算(第3回)について、各常任委員長の 報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第71号 令和元年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)について、 総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

### 〔賛成者起立〕

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第72号 令和元年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1回)について、総務 建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第73号 令和元年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算(第1回)について、 総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### [替成者起立]

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)について、福祉文 教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第75号 令和元年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、 総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第76号 令和元年度高浜市下水道事業会計補正予算(第1回)について、総務建設 委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

# [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。 次に、認定第1号 平成30年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の 報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。 次に、認定第2号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、 決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

# [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。 次に、認定第3号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

# 〔賛成者起立〕

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。 次に、認定第4号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決 算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

## [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。 次に、認定第5号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決 算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。 次に、認定第6号 平成30年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別 委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。 次に、認定第7号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決 算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

# 〔賛成者起立〕

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。 次に、認定第8号 平成30年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告 のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

# [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。 次に、陳情第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充 を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択でありますが、採択とすることに賛成の議 員の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、陳情第10号は採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第11号から陳情第13号までの審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございま したので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思いますが、これに御異議ご ざいませんか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北川広人) 御異議なしと認めます。よって、陳情第11号から陳情第13号までの採決に 当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いをいたします。

陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員 長の報告は趣旨採択でありますが、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

## [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者なし]

○議長(北川広人) なしであります。よって、陳情第11号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択でありますが、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

# 〔賛成者なし〕

○議長(北川広人) 起立なしであります。よって、陳情第12号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第13号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村 独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択でありますが、 採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(北川広人) 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

#### 「替成者起立〕

○議長(北川広人) 起立多数であります。よって、陳情第13号は不採択とすることに決定いた しました。

○議長(北川広人) 日程第2 意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国 庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

12番、鈴木勝彦議員。

# [12番 鈴木勝彦 登壇]

○12番(鈴木勝彦) 御指名をいただきましたので、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育 費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)につきまして、提案説明させていただきま す。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書 (案)。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。また、政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施にむけ小学校専科指導の充実などのために、1,210人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれたものの、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、たいへん不満の残るものとなった。現在、新学習指導要領の移行期間となり、小学校での外国語教育については、学習内容や授業時数の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっているという声が大きい。子どもたち一人ひとりへの指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校専科教員の全校配置が必要である。また、少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが 憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、 2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機 会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1~ 復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予 算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日。高浜市議会。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務 大臣であります。

よろしくお願いいたします。

[12番 鈴木勝彦 降壇]

○議長(北川広人) これより質疑に入ります。

# [発言する者なし]

○議長(北川広人) 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長(北川広人) 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(北川広人) 討論もないようですので、これで討論を終結いたします。 これより採決いたします。

意見案第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

# [賛成者起立]

○議長(北川広人) 起立全員であります。よって、意見案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(北川広人) 日程第3 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告についてを議題 とし、各委員長の報告を求めます。

総務建設委員長、柴田耕一議員。

# 〔総務建設委員長 柴田耕一 登壇〕

○総務建設委員長(柴田耕一) 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の閉会中の継続 調査申出事件について御報告をいたします。

去る8月5日から8月7日までの3日間、広島県呉市、江田島市、岡山県倉敷市を視察いたしました。その概要を御報告させていただきます。

1日目、3日目は、昨年7月の西日本豪雨で被災した広島県呉市、岡山県倉敷市の発災状況から復興状況まで、災害対策本部の支援活動及び対応について、2日目の江田島は、空き家対策の補助制度等についての視察を行いました。

1日目の呉市は、中国山地の山間地の雨量が多かったため、山間部において土砂災害等が発生 し、死者28名、家屋被害3,190棟、公共施設72施設、インフラ施設941カ所等の被害が生じ、過去 50年で最大の被害が出たということであります。

危機管理体制としては、庁舎機能は平成27年に新庁舎が完成し、防災スペース、自衛隊、警察等の活動スペース、非常時のボランティア活動スペース、支援物資集積場等を考慮した新庁舎だったため、庁舎機能はよかったが、庁舎に集まった救援物資等は、道路網が49カ所被災したことにより、各避難所への飲食物、救援物資等の提供に苦慮し、マニュアルどおりにはなかなか機能

しないというようなことでありました。

説明及び質問等の回答で参考としたいことは、各避難所の食料、飲料水等の備蓄、救援物資等の輸送方法、避難所は300から500メートル範囲での設置、病人及び透析者等へのケア確保、医師会等の協力を得る、それとマスコミ、クレーマー等、日に何百本の電話対応と回答返信、情報等の発信元は一本化、一般職員の防災意識と知識のレベルアップ、防災、災害には終わりはない等、現場対応された説明者の体験言葉は収穫であり、大いに参考となりました。

2日目の江田島市は、船等で広島市、呉市から30分ほどの位置にあり、市制施行時の人口約3万2,000人から現在約2万3,500人と減少し、高齢化率も43%、空き家率も13%と、島であるがゆえに企業等も少なく、若者等の人口流出等、高齢化率、空き家率の増加が進んでいるとのことでありました。

この対策として、次年度予定を含め、約15ほどの空き家対策制度及び補助制度があり、余りの 多さに驚くとともに、よく考えられた制度等であったと思います。全てを取り入れる必要はあり ませんけれども、産業構造、住環境の変化等で人口減少、高齢化率等が深刻化する場合を考慮し、 早期に対策等、取り組まなければならない問題であると考えます。

3日目の倉敷市では、真備地区の国管理の小田川、県管理の末政川、高馬川、真谷川等の流れが、本流である高瀬川の増水で流れ込むことができず、堤防が8カ所で決壊、7カ所で損壊・損傷し、約1,200~クタールが完全に水没、最大約5メートルほど、死者62名、家屋被害5.977棟、上水道8.900世帯断水、下水道約4.000世帯の被害が出たとのこと。

この地域は、小田川と高瀬川の合流点付近にあり、以前よりたびたび浸水被害があった場所であり、実施に向け計画段階であったが、合流地点のつけかえ工事のおくれが、今回の大災害を引き起こしたものと考えられ、くしくも、ハザードマップと浸水区域の被害状況等がほぼ一致したとのこと。避難情報等は、被災後のアンケート調査で約8割以上の人が聞いたが、自分の判断で多くの人は自宅にとどまり、浸水した建物等から約2,500名以上の人が救助要請等があり、対応が大変であったと。日ごろから全ての住民、要援護者を含め、早目の避難行動の取り組みと、早い段階での情報発信、職員の災害対応力の強化等が重要であるとのことであった。

呉、倉敷とも避難勧告等早期情報発信、被災者の早期救出、被害状況の把握、罹災証明書の早期発行、全職員の災害対応力の強化等を言われ、本市においても、東海・東南海地震が心配される今日、市民への早期情報開示、罹災証明書等の早期発行、職員の災害対応力強化等に努めなければならないと感じた視察でありました。

以上が調査の概要でありますが、詳細につきましては、議会事務局に資料がございますので、 御参照いただきますようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長(北川広人) ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

#### [発言する者なし]

○議長(北川広人) 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、神谷直子議員。

〔福祉文教委員長 神谷直子 登壇〕

○福祉文教委員長(神谷直子) 議長のお許しをいただきましたので、福祉文教委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告を申し上げます。

去る7月9日より11日までの3日間、文化拠点施設等について、大和市の文化拠点施設シリウス、地域共生社会について、藤沢市の地域包括ケアシステム、高齢者福祉について、横須賀市のエンディングサポート事業、学校教育について、君津市の合同生徒会について視察を行いました。詳しくは、視察報告書が議会事務局に提出してありますので御参照ください。

以上をもって福祉文教委員会の閉会中の継続調査申出事件についての御報告をさせていただき ます。ありがとうございました。

# [福祉文教委員長 神谷直子 降壇]

○議長(北川広人) ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長(北川広人) 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

○議長(北川広人) 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長(吉岡初浩) 大変お疲れさまでございました。

令和元年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

去る8月30日から本日27日までの29日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました同意1件、議案22件及び認定8件につきまして、全案件とも原案のとおり御同意、御可決、あるいは御認定を賜り、報告1件につきましてもお聞き取りを賜りありがとうございました。御審議の過程でいただきました御意見・御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶 とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

市長、挨拶。

# 〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長(北川広人) これをもちまして、令和元年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。 去る8月30日より本日までの29日間、長期間にわたり、議員各位におかれましては、終始御熱 心に審議をいただきましたこと、まことにありがとうございました。 本日、ここに、その全案件を議了いたしまして、閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお 礼を申し上げまして、閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時8分閉会

\_\_\_\_\_